

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 24 日

都道府県  
各 指定都市 障害者支援施設等における財産処分担当部局 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 障害者支援施設等における財産処分の承認申請について

標記については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号社会・援護局長通知）（以下「財産処分承認基準」という。）に基づき事務処理をお願いしているところですが、社会福祉法人等が定めた処分予定年月日の直前又は事後に国への申請を行う事例が散見されます。

本来、財産処分は厚生労働大臣の承認後に行うものであり、財産処分承認手続きは審査に多大な時間を要することから、処分予定年月日の 2 か月前までの申請をお願いいたします。

ただし、処分予定年月日の 2 ヶ月前までに申請が行えない場合は、社会福祉法人等に対し、処分予定年月日の変更依頼をお願いいたします。

また、財産処分承認基準の別紙様式 1 の 2 「処分の概要」に記載するすべての事項についての根拠資料並びに、同様式 1 の 5 及び記入要領 5（1）から（4）に定める資料の提出について遺漏のないよう、各都道府県・指定都市・中核市において確認をお願いいたします。

これらについて、貴管内市（区）町村及び社会福祉法人等に対し、ご周知をお願いいたします。

#### 【本件についての照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉財政係

TEL：03-5253-1111（内線：3035）

E-Mail：fukuzai@mhlw.go.jp